

札幌市 [教育活動ガイドライン] が改訂されました。

9月30日(木)に

新型コロナウイルス対策緊急事態宣言が解除されました。

札幌市は 10月1日～30日秋の再拡大防止特別対策 となります。

2021年9月30日付で、
札幌市は

[教育活動のガイドライン]に

ついて 8月26日以来の改訂を
行いました。

「学習」「学校行事」「給食指導」
など、様々な内容が記されて
います。

《あつきた》の
教育課程・指導内容も 適切に
見直しを進めます。

[教育活動のガイドライン]は
札幌市公式ホームページに
掲載されております。

新型コロナウイルス感染症に対応した

「札幌市における教育活動のガイドライン」

(令和2年3月30日作成 令和3年8月26日改訂)

目次

1 保健管理等に関する事	1
(1) 感染症対策について	1
(2) 出席停止等の扱いについて	3
(3) 医療的ケアが日常的に必要な幼児児童生徒や基礎疾患等のある幼児児童生徒について	4
(4) 海外から帰国・再入国した幼児児童生徒への対応について	4
(5) 心のケアについて	4
(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	5
(7) 健康診断について	5
(8) 清掃・消毒について	5
(9) 換気について	8
2 学習指導等に関する事	9
(1) 各教科等の指導における感染症対策等に関する事	9
(2) 通級指導教室に通う児童生徒への対応について	10
(3) 幼稚園における水浴場及び水を使った遊び等について	10
3 学校行事の実施に関する事	10
4 部活動に関する事	11
5 学校給食等の食事をとる場面にに関する事	13
(1) 教室での対応について	13
(2) 調理・配膳等について	13
(3) 幼稚園における食事について	13
(4) 弁当などによる食事の場面	14
6 幼稚園の預かり保育に関する事	14
7 公立学校の教職員の出勤等の服務に関する事	14
8 学校の活用に関する事	14
(1) 放課後児童クラブ	14
(2) 行政財産の目的外使用	14
9 保護者への情報発信に関する事	15
別紙1 幼稚園において特に留意すべき事項について	16
別紙2 小学校における運動会の実施について	17

本日10月1日(金)

《あつきた》は、御家庭に**対策の徹底**を

お願いする文書を発行しました。

令和3年(2021年)10月1日

保護者様

札幌市教育委員会
札幌市立厚別北小学校
校長 田川 則紀

新型コロナウイルス感染症対策の徹底のお願い

本校では、保護者の皆様に御協力をいただきながら、新型コロナウイルスの感染防止に最大限努めているところです。

このたび、9月30日をもって北海道に適用されていた緊急事態宣言が解除されることを受け、札幌市立園・学校における、新型コロナウイルス感染症に関する出席停止の基準を変更し、一部を廃止することといたしました。

また、新型コロナウイルスの感染者が発生した時の学級閉鎖等の対応について、これまでに蓄積された知見をもとに、対応方針を一部変更することといたしました。

つきましては、下記について、趣旨を御理解の上、御協力いただきますようお願いいたします。

困難な状況が続きますが、子どもに

安心で安全な学校生活を提供できるよう

《あつきた》は、継続して取り組みます。

2021.9.30 札幌市「教育活動のガイドライン」改訂

健康観察を引き続き実施します。

登校前の健康チェック 年 組 番 ※名前の記入は必要ありません(防犯のため)の体温

- ① 体温測定 ★いつもより熱が高いときは、家で休養してください。
 ② 本人の健康状態を確認 ★下記のような症状があるときは、家で休養してください。
 ③ 家族の健康状態を確認 ★同居の家族に下記のような症状があるときは、家で休養してください。
 ④ 保護者の署名か印を記入 ★署名か印をお忘れなく。
 ※①～③いずれかに当てはまる場合は、登校できません。

月 日	曜日	①朝の体温					②お子様本人の症状				③家族の症状 有無 続柄・症状	④保護者 確認欄 署名または印	⑤体温 夜
		朝	セキなどの かぜの症状	全身の だるさ	息苦しさ	その他の 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状			
例 6	12	金	36.5	あり(な)	あり(な)	あり(な)	あり(な)	あり(な)	あり(な)	あり(な)	あり(な)	署名 または 印	36.5
	25	水											
	26	木		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	
	27	金		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	
	28	土		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	
	29	日		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	
	30	月		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	
	31	火		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	
9	1	水		あり なし	あり なし	あり なし	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状	あり なし 症状		印	

当日の朝①～⑤まで忘れずにご記入ください。

(記入漏れがあった場合、学校で確認の上、お電話をさせていただく場合があります。)

※病院へ行くときは、この記録を持って行ってください。

※このカードはフォルダーに入れ、持たせてください。

1 登校前の健康観察の徹底について

札幌市内の各校では、のどの痛みなどの風邪症状がある中で登校し、後に新型コロナウイルスに感染していたことが判明する事例が散見されることから、以下の点について、引き続き徹底していただくようお願いいたします。

- (1) 毎朝の検温と健康観察を必ず行ってください。
- (2) 子ども本人又は同居している方に、一般的な風邪で見られる症状（のどの痛み、鼻汁、頭痛、発熱、倦怠感、寒気など）が一つでもある場合は、症状が軽い場合でも出席停止となりますので、登校させないようにしてください。なお、登校後にお子さんに風邪で見られる症状が現れた場合は、帰宅させることとなります。併せて、兄弟姉妹も帰宅となるため、兄弟姉妹の通う学校へ本校から連絡することもありますので、御了承いただきますようお願いいたします。

「緊急事態宣言 解除」とはいえ、

札幌市の感染レベルは「2」。

継続した対応 が求められています。

各御家庭の御理解と御協力を、
改めてお願いいたします。



■ 出席停止 基準を 御確認ください。

詳細は、次頁に掲載しています。

3 新型コロナウイルスの感染者が発生した場合の対応について

(1) 登校時間中の場合は、次の区分に従い、下校します。

ア 感染者の所属する学級等

→ 可能な限り速やかに下校

※家庭の事情などで速やかに下校できない場合は、マスク着用・手洗いの徹底など感染防止対策を徹底した上で、在校することが可能です。

イ ア以外の学級等

→ 通常日課を行った上で下校し、翌日以降は通常どおり登校

(2) 学級閉鎖等及び出席停止の措置を行います。

ア 感染者の所属する学級等の閉鎖

学級閉鎖等の期間は7日間を基本とし、感染者の行動歴等を調査の上、総合的に判断いたします。また、感染者の登校状況等により学級閉鎖とならない場合もあります。

なお、これまでに蓄積された知見を踏まえ、今後は、閉鎖学級等に在籍することのみをもって、児童生徒は濃厚接触者とはなりません。

イ 濃厚接触者の出席停止

濃厚接触者に指定された児童生徒は、これまで同様、最大14日間の出席停止となります。

ウ その他の接触者の出席停止

ア及びイ以外の児童生徒で感染者と接触があり、PCR検査を受けていただく児童生徒については、検査に必要な期間、出席停止となります。

(3) 感染者と接触のある児童生徒のPCR検査を実施します

検査の時期は感染者との接触歴等により総合的に判断して決定します。

2 出席停止の取扱いの変更について（別紙一覧参照）

緊急事態宣言の解除に伴い、出席停止基準のうち、以下に掲げるものを廃止いたします。

- ・【廃止】子どもと同居している者が濃厚接触者の指定を受けた場合
- ・【廃止】子どもと同居している者が海外から帰国又は再入国した場合
- ・【廃止】子どもと同居する者がPCR又は抗原検査を受けることになった場合

※なお、新型コロナウイルスワクチンを子どもが登校せずに接種する場合や、子どもや子どもと同居している者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談してください。

■ 感染者発生の場合…

学級閉鎖 濃厚接触者 PCR 検査

対応が変わります 御確認ください。

《あつきた》は、引き続き

安心・安全な学校生活を

目指します。



札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

【札幌市教育委員会 発出】

①	子ども本人に感染が確認された場合	治癒するまで（療養解除されるまで）の間
②	子ども本人が、 保健所から濃厚接触者として指定された場合	保健所からの健康観察期間が終了するまでの間
③	子どもと同居している者に感染が確認された場合	②に揚げる場合を除き、以下のうちいずれかの間 ・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間 ・同居の患者と同居しなくなった日から14日を経過した日までの間
④	②③の場合を除き、子ども本人が PCR又は抗原検査を受けることになった場合	受検者の検査結果（陰性）が判明するまでの間
	※子どもが保健所から濃厚接触者として指定されている場合は、②に従う	
⑤	子ども本人又は子どもと同居している者に 発熱等の風邪の症状がみられる場合	症状がみられる者の症状が消失するまでの間
	※新型コロナウイルス感染症以外の診断を受けた場合や、医師から新型コロナウイルス感染症ではないと告げられたときは、出席停止としない	
⑥	子ども本人が 海外から帰国・再入国した場合	帰国・再入国した者が検疫所から自宅待機を求められた期間
⑦	医療的ケアが日常的に必要な場合 基礎疾患等がある場合	主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

※同居していない場合でも、毎日親戚の家に寄るなど、共にする時間が日常的にある場合は「同居」として扱う。

※**新型コロナウイルスワクチン**を子どもが授業を休んで接種する場合、あるいは、子どもや同居の者がワクチン接種後に副反応と思われる症状が出ている場合は、出席停止などの取扱いができるため、学校に相談すること。